

江東区 自転車利用環境推進方針を策定



ルール・マナーを守って安全に自転車の利用を

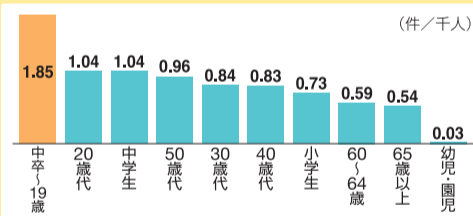
自転車交通量の増加に伴い、利用者のマナーの改善や、通行空間の整備を求める声が多く寄せられています。3月、区は平成28年度からおおむね5年間を対象期間とする「江東区自転車利用環境推進方針」を策定しました。今後、「まもる」「はしる」「とめる」の3つの視点から、秩序ある安全で快適な自転車利用環境の構築を進めます。交通ルールを守り安全に自転車を利用しましょう※方針の全文は区ホームページでご覧になれます 問 交通対策課交通係 ☎3647-4784、FAX3647-9287

▲自転車を安全快適に利用できるまちを目指します

まもる(ルール・マナーの啓発)

●現状

区内の年齢階層別自転車事故発生件数(平成26年)



高校生や一般成人層で事故遭遇率や違反率が高くなっています。

●基本方針

1 切れ目のない自転車ルール・マナーの普及啓発の推進

- スタントマン活用自転車安全教室の対象を高校生・一般成人へ拡大
- 自転車安全教室への地域住民の参加
- 外国人に対する自転車ルール・マナーの普及啓発



▲スタントマン活用自転車安全教室の様子

2 自転車事故に備えた保険加入の促進

- 保険の加入状況に応じた啓発

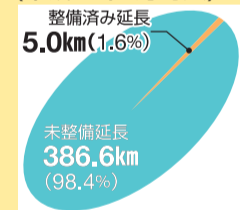
3 広報を軸とした、様々な手法による普及啓発の展開

- ホームページによる啓発の充実
- 区職員による啓発の実施

はしる(通行環境)

●現状

区内の自転車通行空間整備状況(平成28年1月時点)



▲自転車通行空間の例(自転車専用通行帯)

整備率は1.6%にとどまり、連続性に欠けています。

●基本方針

「広域自転車通行ネットワークの早期構築」
自転車は「車道が原則、歩道は例外」であることを踏まえ、「自転車と歩行者の分離」「自転車の車道通行における安全性確保」を視点とした自転車通行環境を整備します。

(1) ネットワーク構築の考え方

- 面(駅周辺エリア等)と線(エリア間路線)によるネットワークを構築
- 幹線道路や地区主要道路など、約150km(区道の約50%)を整備

(2) 自転車通行空間の整備形態の考え方

- 国のガイドラインに沿って選定
- 車道混在または自転車専用通行帯を中心に整備

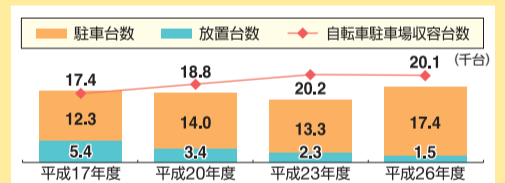


▲車道混在の整備例(自転車ナビマークと矢羽根の組合せ)

とめる(駐車環境)

●現状

区内駅周辺の放置自転車台数等の推移



放置自転車台数は大幅に減少したものの、いまだに多くの放置自転車がみられます。

●基本方針

1 自転車駐車場の整備等

- 駅アクセスを目的とした駐車需要への対応
→自転車駐車場の整備、民間活力の導入
- 商業施設など特定施設へのアクセスを目的とした駐車需要への対応
→自転車駐車場附置義務制度の見直し、施設側による環境整備

2 放置自転車対策の一層の推進

- 自転車の放置防止、自転車駐車場への誘導
- 自転車放置禁止区域の指定・見直し
- 放置自転車の撤去



▲収容可能台数2000台を誇る豊洲駅地下自転車駐車場(平成27年4月開設)

男女共同参画KOTOプラン—改訂版—

江東区観光推進プラン(後期)策定 詳細4面